

障害者自立支援法の一部の施行に伴う関係条例の整備に関する条例（平成18年9月28日京都市条例第12号）（保健福祉局保健福祉部障害企画課、同部障害保健福祉課、身体障害者リハビリテーションセンター管理課、こころの健康増進センター相談援助課、醍醐和光寮、若杉学園、児童福祉センター、教育委員会事務局指導部生徒指導課及び花背山の家）

障害者自立支援法（以下「法」といいます。）の一部の施行に伴い、次のとおり必要な措置を講じるとともに、規定を整備することとしました。

1 京都市みぶ身体障害者福祉会館等において、法第5条第1項に規定する生活介護を行うこととするとともに、当該事業に関し施設を利用した者に係る利用料金の上限額を定めます。

2 京都市こころの健康増進センターにおいて、法第5条第17項に規定する相談支援事業を行うこととします。

3 京都市みぶ身体障害者福祉会館等において、法第5条第21項に規定する地域活動支援センターとしての事業を行うこととします。

4 京都市醍醐和光寮等において、障害者等に日常生活に必要な便宜を供与する事業を行うこととするとともに、当該事業に関し施設を利用した者に係る使用料又は利用料金の上限額を定めます。

5 従前のとおり身体障害者施設支援又は知的障害者施設支援に相当するサービスを提供する施設において、当該サービスに関し施設を利用する者に係る使用料又は利用料金の上限額に関する規定を整備します。

この条例は、平成18年10月1日から施行することとしました。

障害者自立支援法の一部の施行に伴う関係条例の整備に関する条例を公布する。

平成18年9月28日

京都市長 栄本 賴兼

京都市条例第12号

障害者自立支援法の一部の施行に伴う関係条例の整備に関する条例

(京都市醍醐和光寮条例の一部改正)

第1条 京都市醍醐和光寮条例の一部を次のように改正する。

第1条中「児童福祉法第42条に規定する」を「障害者（障害者自立支援法（以下「法」という。）第4条第1項に規定する障害者をいう。以下同じ。）及び障害児の福祉の増進を図るため、」に改め、「知的障害者福祉法第21条の6に規定する」を削る。

第2条第2号中「知的障害者福祉法」を「法附則第52条の規定による改正前の知的障害者福祉法」に改め、同条第3号中「短期入所（障害者自立支援法）を「法」に、「をいう。以下同じ。」を「（以下「短期入所」という。）」に改め、同条第4号中「前3号」を「前各号」に改め、同号を同条第5号とし、同条第3号の次に次の1号を加える。

(4) 法第77条第3項に規定する事業

第3条第1項第1号中「第21条の25第1項」を「第21条の6」に改め、同項中第3号を削り、第2号を第3号とし、第1号の次に次の1号を加える。

(2) 児童福祉法第24条の3第2項の規定による障害児施設給付費を支給する旨の決定に係る障害児

第3条第1項第4号中「第15条の32第1項」を「第15条の4」に改め、同項第6号を次のように改める。

(6) 法第19条第1項の規定による介護給付費を支給する旨の決定に係る障害者

及び障害児

第3条第1項に次の1号を加える。

(7) その他市長が適當と認める者

第3条第2項第1号中「及び第3号」を「、第3号及び第4号」に、「同号」を「同条第3号及び第4号」に改め、同項第2号中「及び第3号」を「、第3号及び第4号」に、「同号」を「同条第3号及び第4号」に、「知的障害者」を「障害児」に、「に限る」を「を除く」に改める。

第5条第1項中「寮に入寮する」を「第2条第1号から第4号までに掲げる事業に関し寮を利用する」に、「第2号」を「第3号」に改め、「。以下「入寮者」という」を削り、同条第2項各号を次のように改める。

(1) 第2条第1号に掲げる事業に関し寮を利用する者 児童福祉法第24条の2第2項に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額並びに当該者に係る食事の提供に要する費用及び居住に要する費用に相当する額として別に定める額の合計額

(2) 第2条第2号に掲げる事業に関し寮を利用する者 法附則第21条第2項に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額並びに当該者に係る食事の提供に要する費用及び居住に要する費用に相当する額として別に定める額の合計額

(3) 第2条第3号に掲げる事業に関し寮を利用する者 当該事業に関し法第29条第3項に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額並びに当該者に係る食事の提供に要する費用及び居住に要する費用に相当する額として別に定める額の合計額

(4) 第2条第4号に掲げる事業に関し寮を利用する者 短期入所を行う事業に関し法第29条第3項に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した費用

の額の範囲内において別に定める額

附則を附則第1項とし、同項に見出しとして「(施行期日)」を付し、附則に次の1項を加える。

(入寮資格の特例)

2 法附則第19条第1項の規定により法第19条第1項の規定による支給決定を受けたものとみなされる知的障害者（知的障害者福祉法にいう知的障害者のうち18歳以上である者をいう。）は、第3条第1項の規定にかかわらず、寮に入寮することができる。

(京都市児童館及び学童保育所条例の一部改正)

第2条 京都市児童館及び学童保育所条例の一部を次のように改正する。

第2条第1項第1号中「第6条の2第3項」を「第6条の2第2項」に改める。

(京都市身体障害者福祉センター条例の一部改正)

第3条 京都市身体障害者福祉センター条例の一部を次のように改正する。

第1条第1項中「身体障害者福祉法（以下「法」という。）第27条第2項の規定により、」を「障害者（障害者自立支援法（以下「法」という。）第4条第1項に規定する障害者をいう。以下同じ。）の福祉の増進を図るため、身体障害者福祉法第31条に規定する」に改める。

第2条第1号を次のように改める。

(1) 法第5条第6項に規定する生活介護（以下「生活介護」という。）を行う事業

第2条第4号中「前3号」を「前各号」に改め、同号を同条第5号とし、同条中第3号を第4号とし、第2号を第3号とし、第1号の後に次の1号を加える。

(2) 法第5条第21項に規定する地域活動支援センターとしての事業

第4条第1項各号列記以外の部分中「第2条第1号」の右に「及び第2号」を加

え、同項第1号を次のように改める。

(1) 法第19条第1項の規定による介護給付費を支給する旨の決定を受けた障害者

第4条第1項第2号中「法」を「身体障害者福祉法」に改め、同条第2項各号列

記以外の部分中「第2条第2号及び第3号」を「第2条第3号及び第4号」に改め、

同項第1号を次のように改める。

(1) 身体障害者福祉法第4条に規定する身体障害者(以下「身体障害者」という。)

第6条第1項中「第2条第1号」の右に「及び第2号」を、「第4条第1項第1号」の右に「及び第4号」を加え、「。以下「利用者」という」を削り、同条第2項を次のように改める。

2 利用料金は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に掲げる額の範囲内において、指定管理者が市長の承認を得て定めるものとする。

(1) 第2条第1号に掲げる事業に関しセンターを利用する者 当該事業に関し法第29条第3項に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額

(2) 第2条第2号に掲げる事業に関しセンターを利用する者 生活介護を行う事業に関し法第29条第3項に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額の範囲内において別に定める額

(京都市理学療法士及び作業療法士奨学資金貸与条例の一部改正)

第4条 京都市理学療法士及び作業療法士奨学資金貸与条例の一部を次のように改正する。

第2条第2号中「、同法第29条に規定する身体障害者更生施設」を削る。

(京都市知的障害者通勤寮条例の一部改正)

第5条 京都市知的障害者通勤寮条例の一部を次のように改正する。

第1条中「知的障害者福祉法(以下「法」という。)第19条第2項の規定により」

を「知的障害者（知的障害者福祉法にいう知的障害者のうち18歳以上である者をいう。以下同じ。）の福祉の増進を図るため」に改める。

第2条第1号中「法」を「障害者自立支援法（以下「法」という。）附則第52条の規定による改正前の知的障害者福祉法」に改める。

第4条各号列記以外の部分中「の各号」を削り、同条第1号を次のように改める。

(1) 法第19条第1項の規定による介護給付費を支給する旨の決定を受けた知的障害者

第4条第2号中「法」を「知的障害者福祉法」に改める。

第6条第1項中「寮」を「第2条第1号に掲げる事業に関し寮」に改め、「。以下「利用者」という」を削り、同条第2項中「第15条の11第2項第1号の規定により、利用者について施設訓練等支援費の支給の決定を行った市町村長」を「附則第21条第2項に規定する厚生労働大臣」に改める。

附則を附則第1項とし、同項に見出しとして「（施行期日）」を付し、附則に次の1項を加える。

（入寮資格の特例）

2 法附則第19条第1項の規定により法第19条第1項の規定による支給決定を受けたものとみなされる知的障害者は、第4条の規定にかかわらず、寮に入寮することができる。

（京都市心身障害児福祉会館条例の一部改正）

第6条 京都市心身障害児福祉会館条例の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「（以下「法」という。）」を削り、同条第2号中「児童デイサービス（」を削り、「障害者自立支援法」の右に「（以下「法」という。）」を加え、「をいう。以下同じ。）」を削り、同条第3号を次のように改める。

(3) 法第5条第6項に規定する生活介護を行う事業

第5条第1項第1号中「法第21条の25第1項」を「児童福祉法第21条の6」に改め、同項第4号を削り、同項第3号中「第15条の32第1項」を「第15条の4」に改め、同号を同項第4号とし、同項第2号中「法」を「児童福祉法」に改め、同号を同項第3号とし、同項第1号の次に次の1号を加える。

(2) 児童福祉法第24条の3第2項の規定による障害児施設給付費を支給する旨の決定に係る障害児

第5条第1項中第7号を第8号とし、第6号を第7号とし、第5号を第6号とし、第5号の次に次の1号を加える。

(5) 法第19条第1項の規定による介護給付費を支給する旨の決定に係る法第4条第1項に規定する障害者及び障害児

第8条第1項中「会館」を「第2条第1号から第3号までに掲げる事業に関し会館」に、「第5条第1項第4号」を「第5条第1項第2号及び第5号」に改め、「。以下「利用者」という」を削り、同条第2項を次のように改める。

2 利用料金は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に掲げる額の範囲内において、指定管理者が市長の承認を得て定めるものとする。

(1) 第2条第1号に掲げる事業に関し会館を利用する者 当該事業に関し児童福祉法第24条の2第2項に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額

(2) 第2条第2号又は第3号に掲げる事業に関し会館を利用する者 当該事業に関し法第29条第3項に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額

(京都市若杉学園条例の一部改正)

第7条 京都市若杉学園条例の一部を次のように改正する。

第1条中「知的障害者福祉法（以下「法」という。）第19条第2項の規定によ

り」を「知的障害者（知的障害者福祉法にいう知的障害者のうち18歳以上である者をいう。以下同じ。）の福祉の増進を図るため」に改める。

第2条中「法」を「障害者自立支援法（以下「法」という。）附則第52条の規定による改正前の知的障害者福祉法」に改める。

第4条第1項各号列記以外の部分中「の各号」を削り、同項第1号を次のように改める。

(1) 法第19条第1項の規定による介護給付費を支給する旨の決定を受けた知的障害者

第4条第2号中「法」を「知的障害者福祉法」に改める。

第6条第1項中「。以下「入園者」という」を削り、同条第2項中「第15条の11第2項第1号の規定により、入園者について施設訓練等支援費の支給の決定を行った市町村長」を「附則第21条第2項に規定する厚生労働大臣」に改める。

附則を附則第1項とし、同項に見出しとして「(施行期日)」を付し、附則に次の1項を加える。

(入園資格の特例)

2 法附則第19条第1項の規定により法第19条第1項の規定による支給決定を受けたものとみなされる知的障害者は、第4条第1項の規定にかかわらず、学園に入園することができる。

(京都市身体障害者リハビリテーションセンター条例の一部改正)

第8条 京都市身体障害者リハビリテーションセンター条例の一部を次のように改正する。

第1条中「身体障害者」の右に「（身体障害者福祉法（以下「法」という。）第4条に規定する身体障害者をいう。以下同じ。）」を加える。

第2条第1号中「身体障害者福祉法（以下「法」という。）」を「法」に改め、

同条第2号中「法」を「障害者自立支援法附則第35条の規定による改正前の法」に改める。

第4条第1項各号列記以外の部分中「の各号」を削り、同項第1号を次のように改める。

(1) 障害者自立支援法第19条第1項の規定による介護給付費を支給する旨の決定を受けた身体障害者

第4条第1項第2号中「第18条第3項」を「第18条第2項」に改める。

第7条第1項中「法第17条の10第2項第1号の規定により、その者について施設訓練等支援費の支給の決定を行った市町村長」を「障害者自立支援法附則第21条第2項に規定する厚生労働大臣」に、「及び身体障害者福祉法施行令第17条の5第1項に規定する食費等の基準費用額」を「並びに当該者に係る食事の提供に要する費用及び居住に要する費用に相当する額として別に定める額」に改める。

附則第2項を附則第3項とし、附則第1項の次に次の1項を加える。

(利用資格の特例)

2 障害者自立支援法附則第19条第1項の規定により同法第19条第1項の規定による支給決定を受けたものとみなされる身体障害者は、第4条第1項の規定にかかわらず、センターを利用することができる。

(京都市聴覚言語障害センター条例の一部改正)

第9条 京都市聴覚言語障害センター条例の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「身体障害者福祉法（以下「法」という。）」を「障害者自立支援法（以下「法」という。）附則第35条の規定による改正前の身体障害者福祉法」に改め、同条第2号中「法」を「身体障害者福祉法」に改める。

第5条第1項各号列記以外の部分中「の各号」を削り、同項第1号を次のように改める。

(1) 法第19条第1項の規定による介護給付費を支給する旨の決定を受けた身体障害者（身体障害者福祉法第4条に規定する身体障害者をいう。以下同じ。）

第5条第1項第2号中「法第18条第3項」を「身体障害者福祉法第18条第2項」に改める。

第7条第1項中「。以下「利用者」という」を削り、同条第2項中「法第17条の10第2項第1号の規定により、利用者について施設訓練等支援費の支給の決定を行った市町村長」を「法附則第21条第2項に規定する厚生労働大臣」に、「及び身体障害者福祉法施行令第17条の5第1項に規定する食費等の基準費用額」を「並びに当該者に係る食事の提供に要する費用及び居住に要する費用に相当する額として別に定める額」に改める。

附則を附則第1項とし、同項に見出しとして「(施行期日)」を付し、附則に次の1項を加える。

(利用資格の特例)

2 法附則第19条第1項の規定により法第19条第1項の規定による支給決定を受けたものとみなされる身体障害者は、第5条第1項の規定にかかわらず、センターを利用することができる。

(京都市身体障害者授産施設条例の一部改正)

第10条 京都市身体障害者授産施設条例の一部を次のように改正する。

第1条第1項中「身体障害者福祉法（以下「法」という。）第27条第2項の規定により」を「身体障害者（身体障害者福祉法第4条に規定する身体障害者をいう。以下同じ。）の福祉の増進を図るため」に改める。

第2条第1号中「法」を「障害者自立支援法（以下「法」という。）附則第35条の規定による改正前の身体障害者福祉法」に改める。

第5条各号列記以外の部分中「の各号」を削り、同条第1号を次のように改める。

(1) 法第19条第1項の規定による介護給付費を支給する旨の決定を受けた身体障害者

第5条第2号中「法第18条第3項」を「身体障害者福祉法第18条第2項」に改める。

第7条第1項中「施設」を「第2条第1号に掲げる事業に関し施設」に改め、「。以下「利用者」という」を削り、同条第2項中「第17条の10第2項第1号の規定により、利用者について施設訓練等支援費の支給の決定を行った市町村長」を「附則第21条第2項に規定する厚生労働大臣」に改める。

附則を附則第1項とし、同項に見出しとして「(施行期日)」を付し、附則に次の1項を加える。

(利用資格の特例)

2 法附則第19条第1項の規定により法第19条第1項の規定による支給決定を受けたものとみなされる身体障害者は、第5条の規定にかかわらず、施設を利用することができる。

(京都市児童福祉センター条例の一部改正)

第11条 京都市児童福祉センター条例の一部を次のように改正する。

第5条第1項中「者は、」の右に「法第24条の3第2項の規定による障害児施設給付費を支給する旨の決定に係る障害児（以下「支給決定障害児」という。）又は」を加える。

第7条第3項中「前2項」を「前3項」に改め、同項を同条第4項とし、同条中第2項を第3項とし、第1項を第2項とし、同条に第1項として次の1項を加える。

第2条第2号又は第3号に掲げる事業に関しセンターを利用する者（支給決定障害児に限る。）は、当該事業に関し法第24条の2第2項に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額を納入しなければならない。

(京都市洛西ふれあいの里条例の一部改正)

第12条 京都市洛西ふれあいの里条例の一部を次のように改正する。

第1条第1項中「障害者」の右に「(障害者自立支援法(以下「法」という。))

第4条第1項に規定する障害者をいう。以下同じ。)」を加える。

第2条第1号を削り、同条第2号中「身体障害者福祉法」を「法附則第35条の規定による改正前の身体障害者福祉法」に改め、同号を同条第1号とし、同条第3号中「知的障害者福祉法」を「法附則第52条の規定による改正前の知的障害者福祉法(以下「旧知的障害者福祉法」という。)」に改め、同号を同条第2号とし、同条第4号中「知的障害者福祉法」を「旧知的障害者福祉法」に改め、同号を同条第3号とし、同号の次に次の1号を加える。

(4) 法第5条第6項に規定する生活介護(以下「生活介護」という。)を行う事業

第2条第5号中「短期入所(障害者自立支援法)」を「法」に、「をいう。以下同じ。」を「(以下「短期入所」という。)」に改め、同条中第10号を第11号とし、第6号から第9号までを1号ずつ繰り下げ、第5号の次に次の1号を加える。

(6) 法第77条第3項に規定する事業

第4条中「第2条第2号、第5号及び第10号」を「第2条第1号、第5号及び第11号」に改める。

第5条第1項第1号を削り、同項第2号を同項第1号とし、同項第3号中「第18条第3項」を「第18条第2項」に改め、同号を同項第2号とし、同号の次に次の1号を加える。

(3) 法第19条第1項の規定による介護給付費を支給する旨の決定を受けた障害者

第5条第1項第4号を削り、同条第2項第1号中「第2条第2号」を「第2条第

1号」に改める。

第6条第1項中「療護園」を「第2条第1号及び第5号に掲げる事業に関し療護園」に、「前条第1項第2号及び第3号」を「前条第1項第1号及び第2号」に改め、「。次項において「利用者」という」を削り、同条第2項各号を次のように改める。

(1) 第2条第1号に掲げる事業に関し療護園を利用する者 法附則第21条第2項に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額並びに当該者に係る食事の提供に要する費用及び居住に要する費用に相当する額として別に定める額の合計額

(2) 第2条第5号に掲げる事業に関し療護園を利用する者 当該事業に関し法第29条第3項に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額並びに当該者に係る食事の提供に要する費用及び居住に要する費用に相当する額として別に定める額の合計額

第7条中「第2条第1号及び第10号」を「第2条第4号及び第11号」に改める。

第9条第2号中「障害者自立支援法」を「法」に、「身体障害者」を「障害者」に改める。

第10条第1項中「デイ・サービスセンター」を「第2条第4号に掲げる事業に関しデイ・サービスセンター」に改め、「。次項において「利用者」という」を削り、同条第2項中「障害者自立支援法附則第8条第1項第6号に規定する障害者デイサービスに関し同法」を「生活介護を行う事業に関し法」に改める。

第11条中「第2条第3号、第5号及び第10号」を「第2条第2号、第5号、第6号及び第11号」に改める。

第12条第1項第1号を削り、同項第2号中「第15条の32第1項」を「第1

5条の4」に改め、同号を同項第1号とし、同項第3号を同項第2号とし、同号の次に次の1号を加える。

(3) 法第19条第1項の規定による介護給付費を支給する旨の決定を受けた障害者

第12条第1項第4号を次のように改める。

(4) その他市長が適当と認める者

第12条第2項第1号中「第2条第3号」を「第2条第2号」に改める。

第13条第1項中「更生園」を「第2条第2号、第5号及び第6号に掲げる事業に関し更生園」に、「前条第1項第2号及び第3号」を「前条第1項第1号及び第2号」に改め、「。次項において「利用者」という」を削り、同条第2項各号を次のように改める。

(1) 第2条第2号に掲げる事業に関し更生園を利用する者 法附則第21条第2項に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額並びに当該者に係る食事の提供に要する費用及び居住に要する費用に相当する額として別に定める額の合計額

(2) 第2条第5号に掲げる事業に関し更生園を利用する者 当該事業に関し法第29条第3項に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額並びに当該者に係る食事の提供に要する費用及び居住に要する費用に相当する額として別に定める額の合計額

(3) 第2条第6号に掲げる事業に関し更生園を利用する者 短期入所を行う事業に関し法第29条第3項に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額の範囲内において別に定める額

第14条中「第2条第4号及び第10号」を「第2条第3号及び第11号」に改める。

第16条第1項第1号を削り、同項第2号を同項第1号とし、同項に次の1号を加える。

- (2) 法第19条第1項の規定による介護給付費を支給する旨の決定を受けた知的障害者(知的障害者福祉法にいう知的障害者のうち18歳以上である者をいう。以下同じ。)

第17条第1項中「授産園」を「第2条第3号に掲げる事業に関し授産園」に、「前条第1項第2号」を「前条第1項第1号」に改め、「。次項において「利用者」という」を削り、同条第2項中「知的障害者福祉法第15条の11第2項第1号の規定により、利用者について施設訓練等支援費の支給の決定を行った市町村長」を「法附則第21条第2項に規定する厚生労働大臣」に改め、「及び知的障害者福祉法施行令第7条の5第1項に規定する食費等の基準費用額の合計額」を削る。

第18条中「第2条第6号から第10号まで」を「第2条第7号から第11号まで」に改める。

別表第1第2条第6号に掲げる事業の用に供する部分の項中「第2条第6号」を「第2条第7号」に改め、同表第2条第7号から第10号までに掲げる事業の用に供する部分の項中「第2条第7号から第10号まで」を「第2条第8号から第11号まで」に改める。

附則を附則第1項とし、同項に見出しとして「(施行期日)」を付し、附則に次の2項を加える。

(利用資格の特例)

2 法附則第19条第1項の規定により法第19条第1項の規定による支給決定を受けたものとみなされる身体障害者福祉法第4条に規定する身体障害者は、第5条第1項の規定にかかわらず、療護園を利用することができる。

3 法附則第19条第1項の規定により法第19条第1項の規定による支給決定を

受けたものとみなされる知的障害者は、第12条第1項及び第16条第1項の規定にかかわらず、更生園及び授産園を利用することができる。

(京都市在宅障害者デイサービス施設条例の一部改正)

第13条 京都市在宅障害者デイサービス施設条例の一部を次のように改正する。

第1条第1項中「身体障害者福祉法（以下「法」という。）第27条第2項の規定により、」を「障害者（障害者自立支援法（以下「法」という。）第4条第1項に規定する障害者をいう。以下同じ。）の福祉の増進を図るため、身体障害者福祉法第31条に規定する」に改める。

第2条第1号を次のように改める。

(1) 法第5条第6項に規定する生活介護（以下「生活介護」という。）を行う事業

第5条第1号中「法」を「身体障害者福祉法」に改め、同条第2号を次のように改める。

(2) 法第19条第1項の規定による介護給付費を支給する旨の決定を受けた障害者

第7条第1項中「施設」を「第2条第1号に掲げる事業に関し施設」に改め、「。以下「利用者」という」を削り、同条第2項中「障害者自立支援法附則第8条第1項第6号に規定する障害者デイサービスに関し同法」を「生活介護を行う事業に関し法」に改める。

(京都市野外活動施設花背山の家条例の一部改正)

第14条 京都市野外活動施設花背山の家条例の一部を次のように改正する。

第5条各号列記以外の部分中「の各号」を削り、同条第2号中「第7条」を「第7条第1項」に改める。

(京都市知的障害者デイサービスセンター条例の一部改正)

第15条 京都市知的障害者デイサービスセンター条例の一部を次のように改正する。

第1条中「知的障害者福祉法（以下「法」という。）第19条第2項の規定により」
を「障害者（障害者自立支援法（以下「法」という。）第4条第1項に規定する障害
者をいう。以下同じ。）の福祉の増進を図るため」に改める。

第2条第1号を次のように改める。

(1) 法第5条第6項に規定する生活介護（以下「生活介護」という。）を行う事業
第5条第1号中「法第15条の32第1項」を「知的障害者福祉法第15条の4」
に改め、同条第2号を次のように改める。

(2) 法第19条第1項の規定による介護給付費を支給する旨の決定を受けた障害
者

第7条第1項中「センター」を「第2条第1号に掲げる事業に関しセンター」に
改め、「。以下「利用者」という」を削り、同条第2項中「障害者自立支援法附則第
8条第1項第6号に規定する障害者デイサービスに関し同法」を「生活介護を行う
事業に関し法」に改める。

（京都市こころの健康増進センター条例の一部改正）

第16条 京都市こころの健康増進センター条例の一部を次のように改正する。

第1条第4項中「、法第50条第1項の規定により」を削り、「精神障害者地域
生活支援センター」を「地域活動支援センター」に改め、同条第6項中「精神障害
者地域生活支援センター」を「地域活動支援センター」に改める。

第2条第2号中「法」を「障害者自立支援法附則第46条の規定による改正前の
法」に改め、同条第3号を次のように改める。

(3) 障害者自立支援法第5条第17項に規定する相談支援事業

第2条中第6号を第7号とし、第5号を第6号とし、第4号を第5号とし、第3
号の次に次の1号を加える。

(4) 障害者自立支援法第5条第21項に規定する地域活動支援センターとしての事業

第5条第1項各号列記以外の部分中「の各号に該当する」を「に掲げる」に改め、同条第2項各号列記以外の部分中「第4号」を「第5号」に改め、「の各号」を削り、同項第2号中「第2条第4号」を「第2条第5号」に改める。

第7条第1項中「第4号」を「第5号」に改める。

(京都市桂川療護園条例の一部改正)

第17条 京都市桂川療護園条例の一部を次のように改正する。

第1条中「身体障害者福祉法（以下「法」という。）第27条第2項の規定により」を「障害者（障害者自立支援法（以下「法」という。）第4条第1項に規定する障害者をいう。以下同じ。）の福祉の増進を図るため」に改める。

第2条第1号中「法」を「法附則第35条の規定による改正前の身体障害者福祉法」に改め、同条第2号中「短期入所（障害者自立支援法）」を「法」に改め、「をいう。以下同じ。」を削る。

第4条第1項第1号を削り、同項第2号中「法」を「身体障害者福祉法」に改め、同号を同項第1号とし、同項第3号中「法第18条第3項」を「身体障害者福祉法第18条第2項」に改め、同号を同項第2号とし、同号の次に次の1号を加える。

(3) 法第19条第1項の規定による介護給付費を支給する旨の決定を受けた障害者

第4条第1項第4号を削る。

第6条第1項中「療護園」を「第2条第1号及び第2号に掲げる事業に關し療護園」に、「第4条第1項第2号及び第3号」を「第4条第1項第3号及び附則第2項」に、「を除く。以下「利用者」という」を「に限る」に改め、同条第2項各号を次のように改める。

- (1) 第2条第1号に掲げる事業に関し療護園を利用する者 法附則第21条第2項に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額並びに当該者に係る食事の提供に要する費用及び居住に要する費用に相当する額として別に定める額の合計額
- (2) 第2条第2号に掲げる事業に関し療護園を利用する者 当該事業に関し法第29条第3項に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額並びに当該者に係る食事の提供に要する費用及び居住に要する費用に相当する額として別に定める額の合計額

附則第2項を附則第3項とし、附則第1項の次に次の1項を加える。

(利用資格の特例)

2 法附則第19条第1項の規定により法第19条第1項の規定による支給決定を受けたものとみなされる身体障害者福祉法第4条に規定する身体障害者は、第4条第1項の規定にかかわらず、療護園を利用することができる。

(京都市桂川福祉ホーム条例の一部改正)

第18条 京都市桂川福祉ホーム条例の一部を次のように改正する。

第1条中「身体障害者福祉法（以下「法」という。）第27条第2項の規定により、身体障害者福祉ホーム」を「身体障害者（身体障害者福祉法第4条に規定する身体障害者をいう。以下同じ。）の福祉の増進を図るため、福祉ホーム」に改める。

第2条第1号を次のように改める。

- (1) 障害者自立支援法第5条第22項に規定する福祉ホームとしての事業
第4条第1項中「法第4条に規定する」を削る。

(京都市知的障害者更生施設大原野の杜条例の一部改正)

第19条 京都市知的障害者更生施設大原野の杜条例の一部を次のように改正する。

第1条中「知的障害者福祉法（以下「法」という。）第19条第2項の規定により」

を「障害者（障害者自立支援法（以下「法」という。）第4条第1項に規定する障害者をいう。以下同じ。）の福祉の増進を図るため」に改める。

第2条第1号中「法」を「法附則第52条の規定による改正前の知的障害者福祉法」に改め、同条第2号中「短期入所（障害者自立支援法）」を「法」に、「をいう。以下同じ。」を「（以下「短期入所」という。）」に改め、同条第3号中「前2号」を「前3号」に改め、同号を同条第4号とし、同条第2号の次に次の1号を加える。

(3) 法第77条第3項に規定する事業

第4条第1項第1号を削り、同項第2号中「法第15条の32第1項」を「知的障害者福祉法第15条の4」に改め、同号を同項第1号とし、同項第3号中「法」を「知的障害者福祉法」に改め、同号を同項第2号とし、同号の次に次の1号を加える。

(3) 法第19条第1項の規定による介護給付費を支給する旨の決定を受けた障害者

第4条第1項第4号を次のように改める。

(4) その他市長が適当と認める者

第6条第1項中「施設」を「第2条第1号から第3号までに掲げる事業に関し施設」に、「第4条第1項第2号及び第3号」を「第4条第1項第3号及び附則第2項」に、「を除く。以下「利用者」という」を「に限る」に改め、同条第2項各号を次のように改める。

(1) 第2条第1号に掲げる事業に関し施設を利用する者 法附則第21条第2項に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額並びに当該者に係る食事の提供に要する費用及び居住に要する費用に相当する額として別に定める額の合計額

(2) 第2条第2号に掲げる事業に関し施設を利用する者 当該事業に関し法第2

9条第3項に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額並びに当該者に係る食事の提供に要する費用及び居住に要する費用に相当する額として別に定める額の合計額

(3) 第2条第3号に掲げる事業に関し施設を利用する者 短期入所を行う事業に
関し法第29条第3項に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した費
用の額の範囲内において別に定める額

附則第2項を附則第3項とし、附則第1項の次に次の1項を加える。

(利用資格の特例)

2 法附則第19条第1項の規定により法第19条第1項の規定による支給決定を受けたものとみなされる知的障害者（知的障害者福祉法にいう知的障害者のうち18歳以上である者をいう。）は、第4条第1項の規定にかかわらず、施設を利用することができる。

（京都市野外活動施設京北山国の家条例の一部改正）

第20条 京都市野外活動施設京北山国の家条例の一部を次のように改正する。

第5条第2号中「第7条」を「第7条第1項」に改める。

附 則

この条例は、平成18年10月1日から施行する。

（保健福祉局保健福祉部障害企画課、同部障害保健福祉課、身
体障害者リハビリテーションセンター管理課、こころの健康増
進センター相談援助課、醍醐和光寮、若杉学園、児童福祉セン
ター、教育委員会事務局指導部生徒指導課及び花背山の家）